

## 9 障害児通所支援

児童福祉法に基づき、18歳未満の障がい児に対して生活能力の向上や、集団生活への適応、社会との交流促進等の療育訓練を行う支援です。

サービスの名称	内 容
児童発達支援	未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	未就学の障がい児（上肢・下肢または体幹の機能に障がいのある児童）に児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校在学中の障がい児に対して、放課後や休日、夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を居宅にて行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児を対象に、事業所職員が保育所等へ訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

### ■サービス利用までの流れ

- ①相談・申請
  - ②5領域20項目の調査【概況調査】
  - ③放課後等デイサービスの基本報酬の区分における指標（放課後等デイサービス利用者のみ）
  - ④サービス等利用計画（案）の作成
  - ⑤サービス等担当者会議
  - ⑥支給決定・受給者証の交付
  - ⑦サービス提供事業者との契約
  - ⑧サービス利用開始
- 対象児 身体障がいのある児童、知的障がいのある児童、発達障がいのある児童、精神障がいのある児童、難病の児童等
- 費用負担 利用児と同一世帯員の市民税課税の有無、収入額により自己負担額が決定されます。
- 窓口 障がい者支援課支援給付担当